

福島県農産物検査に関する事務処理要領

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）の登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が福島県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）からの法第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新、法第 19 条の規定による変更登録、法第 20 条第 3 項の規定による農産物検査結果の報告、法第 31 条の規定による調査の実施に関して、法及び農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、関係告示及び農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）、福島県農産物検査登録申請等手数料条例（平成 27 年福島県条例第 132 号）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

I 地域登録検査機関からの登録業務等について

地域登録検査機関からの法第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新及び法第 19 条の規定による変更登録等については、次に定めるところによる。

第 1 地域登録検査機関の登録等

地域登録検査機関の登録、登録の更新及び変更登録の申請が県に到達してから、知事が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。

なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。

処分名	標準処理期間
地域登録検査機関の登録	30 日
地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20 日

（注）書類の不備による補正に要した時間及び行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に定める行政機関の休日は、標準処理期間に算入しない。

第 2 登録等の申請書の提出等

- 1 地域登録検査機関の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第 13 条第 1 項各号又は同第 19 条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を福島県知事（以下「知事」という。）に提出する。
- 2 1 により登録等申請書の提出を受けた知事は、直ちに当該申請書を審査する。
- 3 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、基本要領に規定する変更登録に係る申請書を知事を経由して東北農政局長に提出する。

なお、申請者は、申請に先立った相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、FAX 又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

第 3 登録等の実施

- 1 知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第 2 項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第 4 項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、規則別記様式第 19 号による農産物検査員証を交付する。
- 2 知事は、国内産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録に当たり、法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に定める要件に適合していることを確認し、登録する。
また、外国産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録に当たり、事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が 2 名以上（うち常駐者 1 名）いることを確認し、登録する。
- 3 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。
- 4 次に掲げる公示は、知事が庁舎内の掲示板等に掲示して行うとともに、東北農政局長と公示内容を共有する。
 - （1）法第 17 条第 6 項（法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の公示
 - （2）法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示
 - （3）法第 18 条第 4 項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

第 4 登録事項の変更の届出等

- 1 法第 17 条第 7 項の規定による登録事項の変更の届出（法第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。
なお、申請者は、申請に先立った相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、FAX 又は電子メールにて事前相談を行うことができる。
- 2 法第 17 条第 8 項の規定による業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。
- 3 知事は、1 又は 2 の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

第 5 業務規程の届出等

1 業務規程の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアルの内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。

また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

なお、申請者は、申請に先立った相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、FAX 又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

2 業務規程の審査

業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適當であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命

じる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

II 農林水産大臣に対する申出の取扱い

法第 33 条第 1 項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）については、次に定めるところによる。

第 1 申出書の提出

申出を行おうとする者は、申出書(正副 2 通)を知事に提出して、申出を行う。

第 2 調査体制の整備

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

III 地域登録検査機関からの農産物検査結果報告等について

法第 3 条から第 10 条までの規定に基づき地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第 29 条の規定に基づく検査結果その他農産物検査に関する情報の提供等については、次に定めるところによる。

第 1 検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が農産物検査法に係る農林水産大臣への報告様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年農林水産省告示）の規定に基づき報告する検査結果に係る事項について検査結果を取りまとめる。

第 2 検査結果の報告方法及び期日

知事は、基本要領に定める期日までに管内の検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより東北農政局長に報告を行う。

ただし、報告期日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ東北農政局長に報告を行う。

第 3 情報の提供

1 検査結果の公表

知事は、取りまとめた検査結果のうち、次に掲げるものについて公表の必要があると認める場合は、公表を行うことができる。

ア 国内産米穀の検査結果

イ 国内産麦類の検査結果

ウ 国内産大豆の検査結果

エ 輸入農産物の検査結果

オ その他知事が公表の必要があると認める検査結果

2 公表方法

1 の公表に当たっては、国が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表

を行う。

第4 情報請求者への情報の提供

1 情報の提供時期

知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、国が公表した後に情報の提供を行う。

2 情報の提供内容

情報の提供内容は、第3の1の公表内容及びその他取りまとめた情報について、知事が、法第29条の趣旨に基づき提供を認めたものとする。

なお、情報請求者に対して提供する情報の取扱いについては、原則として情報請求者限りとするよう、提供の際に指示する。

3 情報の提供方法

知事は、情報請求者との話し合いにより提供方法を決定する。

なお、情報の提供に当たっては、知事は整理簿を作成し、情報請求者から依頼の趣旨、活用の具体的内容を聴取するとともに、受渡方法と併せて記載しておくものとする。

IV 農林水産省共通申請サービス

本通知に基づく申請や報告等について、オンラインで行うことが可能なものについては、農林水産省共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。

また、知事は、申請又は報告等を行った者（以下「申請者等」という。）に対する承認等については、農林水産省共通申請サービスを使用する方法によることができる。

なお、申請者等が農林水産省共通申請サービスを使用する方法により申請又は報告等を行う場合は、農林水産省共通申請サービスのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

V 公文書管理

農産物検査に関する業務において、県の行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関が組織的に用いるものとして保有しているものは行政文書となる。このため、当該行政文書を作成・取得した際に、公文書管理のルールに基づき、行政文書ファイル管理簿へ記載し、及び保存（法令等に特段定めがある場合や業務が非効率となる場合を除き、原則電子媒体で保存。）するものとする。

なお、当該文書の廃棄については、適正に行うものとする。

VI 地域登録検査機関への監視業務について

法第31条の規定に基づく調査、法第22条の規定に基づく適合命令、法第23条の規定に基づく改善命令、法第24条の規定に基づく登録の取り消し等については、次に定めるところによる。

第1 巡回立入調査

1 知事は、監視業務に係る年間の監視業務の実施方針と具体的な年間実施計画を定め、年間実施計画に基づく検査（以下「巡回立入調査」という。）を行う。

2 知事は、監視業務に係る調査を行うため、登録検査機関等に関する事業所所在地等

を一覧にしたリストを整備する。

3 知事は、立入調査等を行う職員（以下「調査担当者」という。）に対して、「農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員の身分証明書」を全ての調査担当者について発行する。

4 巡回立入調査に当たっては、2名（1名は不可）以上の調査担当者で行う。

第2 疑義案件の対応

1 知事は、監視業務に関し、広く国民から情報提供を含む様々な情報を受け付けるために、相談窓口を設置する。

2 巡回立入調査で法違反行為が疑われるなど重要な情報が得られた案件及び相談窓口に寄せられた法違反行為が疑われるなど重要な情報が得られた案件（以下「疑義案件」という。）に関する立入調査に当たっては、2名（1名は不可）以上の調査担当者で行う。

第3 違反措置命令等

1 地域登録検査機関への改善命令

知事は、地域登録検査機関への法第31条に基づく立入調査の結果、法第20条の違反が確認された場合には、法第23条の規定に基づき、当該地域登録検査機関の業務の運営に関し、期限を定めてその業務の方法を改善すべきことを命令する。

2 地域登録検査機関への適合命令

知事は、地域登録検査機関への法第31条の立入調査の結果、地域登録検査機関の業務運営に関し法第17条第2項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、法第22条の規定に基づき、当該地域登録検査機関に対し、具体的に措置すべき事項及び期限を付して、規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命令する。

3 地域登録検査機関の登録の取消し、業務停止命令等

知事は、地域登録検査機関への法第31条に基づく立入調査の結果、法第24条の事実が確認された場合、法第24条に基づき当該地域登録検査機関の登録を取り消す。

第4 関係機関への情報提供

1 知事は、巡回立入調査等において、管轄地域外の事業者で法違反の疑義を発見した場合、当該事業者を管轄する農林水産省の機関又は都道府県に直ちに連絡する。

2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の監視業務以外に関する法令の疑義を発見した場合は、担当機関に対して情報提供を行う。

VII 国との連携

知事は、Ⅰ、Ⅱ及びⅢの事務に当たって、必要に応じ国と連携し行うものとする。

VIII その他

I、II及びIIIに係る手続の細部の事項は、別に定めるところによる。

- 別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル
- 別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル
- 別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル
- 別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル
- 別紙5 農産物検査法監視業務実施マニュアル

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。

一部改正	平成30年	1月24日
	平成30年	8月 6日
	令和 3年	4月30日
	令和 4年	3月31日
	令和 4年	5月19日
	令和 4年	7月 4日
	令和 5年	5月11日
	令和 6年	5月 1日
	令和 7年	5月 2日
	令和 8年	5月21日